

条 例

埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例

(埼玉県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二条第二項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。第六条第二項、第二十五条第一項及び第六十八条において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「第二項」の下に「(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 この条例において「個人識別符号」とは、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則又は実施機関(知事を除く。)の規則その他の規程(以下「規則等」と

いう。)で定める記述等が含まれる個人情報という。

第三条中「(平成十五年法律第五十七号)」を削る。

第四条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第六条第二項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録(第二十五条第一項及び第六十八条において「電磁的記録」という。)」を「電磁的記録」に改める。

第七条の見出しを「(要配慮個人情報の取扱いの制限)」に改め、同条中「思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第九条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

第十三条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第十三条第一項第十号中「規則又は実施機関(知事を除く。)」の規則その他の規程(以下「規則等」という。)」を「規則等」に改め、同条第二項第十号中「第二条第七項第二号」を「第二条第九項第二号」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「至った」の下に「とき、又は第二条第四項に規定する規則等の改正により第一項第五号の二に掲げる事項に変更があった」を加える。

第十七条第三号中「含む。)」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第十八条第二項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

第三十五条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条理事務関係情報照会者若しくは条理事務関係情報提供者」に、「同法」を「番号法」に改め、「第二項」の下に「(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十六条第一項第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第五十一条中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改め、「。第五十三条において同じ」を削り、「第五十一条」を「第七十七条」に、「主務大臣の」を「個人情報保護委員会の権限及び同法第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された」に改める。

第五十三条から第五十八条までを次のように改める。

第五十三条から第五十八条まで 削除

第六十二条の見出しを「(実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情処理)」に改める。

第六十六条中「第二条第七項第一号」を「第二条第九項第一号」に改める。

(埼玉県情報公開条例の一部改正)

第二条 埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記録をいう。」の下に「第十条及び」を加える。

第十条第一号中「記述等」の下に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)」を加え、「照合することにより、」を「照合することができ、それにより」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正後の埼玉県個人情報保護条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第二条第一項に規定する実施機関が保有している同条第九項に規定する個人情報ファイルであつて、改正後の条例第十三条第一項第五号に規定する記録情報に改正後の条例第二条第四項に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後の条例第十三条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例(平成二十九年埼玉県条例第六号)の施行後遅滞なく」とする。